

資産等報告書に係る審査結果報告書

1 審査の対象となった資産等報告書

伊東市長等の政治倫理に関する条例（平成30年伊東市条例第30号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により審査を求められた資産等報告書は、次のとおりである。

(1) 条例第4条第1項の規定により作成された「資産等報告書」

※なお、上記の報告書を審査するに当たり、条例第16条の規定に基づき市長へ調査協力を求めた関係資料（令和7年度固定資産名寄帳兼課税台帳等）の提示を受け、審査の参考とした。

2 審査の方法

条例第10条に基づき設置された伊東市政治倫理審査会において審査した。

(1) 審査会委員 下表のとおり

| 職 | 資格 | 氏名 |
|-----|------|--------|
| 会長 | 司法書士 | 山本 哲正 |
| 副会長 | 税理士 | 矢崎 良夫 |
| 委員 | 弁護士 | 東端 克博 |
| 委員 | 行政書士 | 杉山 はるみ |

(2) 審査会開催日時 令和7年11月18日（火）午前9時55分から午前10時26分まで

(3) 審査会開催場所 伊東市役所7階特別会議室

3 審査の結果

資産等報告書については、適正に作成、報告されているものと認められた。